

奈義町立奈義中学校 いじめ問題対策基本方針

令和6年4月 策定

いじめに関する現状と課題

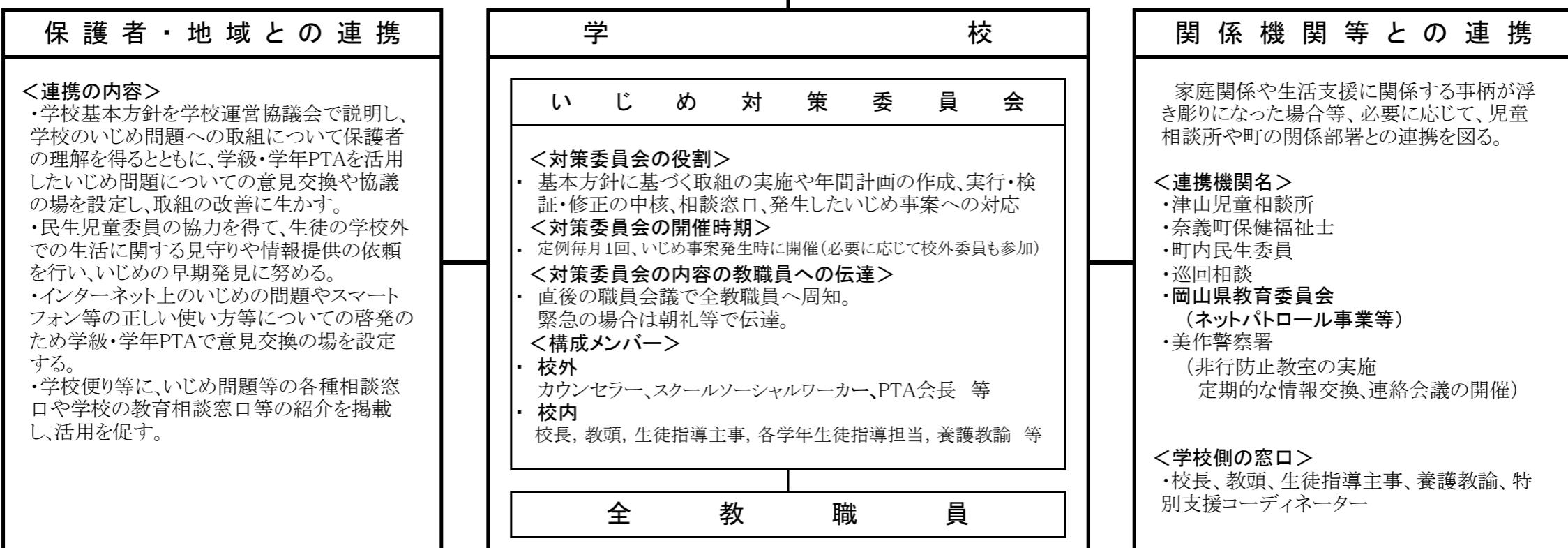
生徒は幼少期からお互いのことをよく知っており、固定された人間関係の中ではあるが、穏やかに落ち着いた学校生活を送ることができている。しかし生徒同士の何気ないちょっかいやからかい、悪口などの言動がトラブルにつながることがある。また、人間関係やコミュニケーションの取り方に悩みを抱えている生徒もいる。そのため、日頃からの細かい見守りやスクリーニングなどを通して、いじめの未然防止、また生徒自身が自己指導力を高めていくよう、授業や部活動などの様々な場面をとらえての啓発や指導は欠かすことができない。またLINEなどSNS等への書き込みや使い方に起因する生徒間トラブルについても確認されており、スマホ安全教室や道徳の授業などを通して、情報モラル、情報リテラシーなどの力を高めたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、管理職・生徒指導主事以外にも各学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のためにアンケートを定期的に実施し、教育相談週間との連携が取りやすい時期には教育相談アンケートを行うとともに、スクリーニングなどを通じて、得られた情報を教職員間で共有を図る。

<重点となる取組>

- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・「いじめについて考える週間」において、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図るために、道徳授業を実施する。
- ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。



学校が実施する取組

① いじめの未然防止	(教員研修) <ul style="list-style-type: none">・教職員の指導力向上のために、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。(道徳科)・いじめについて考える週間において、いじめ防止の意識を高めるための教材を取り上げ、実施する。(居場所づくり)・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。(情報モラル教育)・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。(ソーシャルスキルトレーニング)・対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能を習得するために、各学年において1時間、スクールカウンセラーの指導のもと行う。(道徳教育)・自他の人権を尊重する意識を育成するため、生徒の実態にあわせて題材・資料等の内容を工夫しながら道徳教育や人権教育の充実に努める。
	(実態把握) <ul style="list-style-type: none">・生徒の実態把握のためのアンケートを毎月実施するとともに、年2回の教育相談、日々のスクリーニングや健康観察を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。(相談体制の確立)・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。(情報共有)・生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。(家庭への啓発)・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレット等を配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
	(いじめの有無の確認) <ul style="list-style-type: none">・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。(いじめへの組織的対応の検討)・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。(いじめられた生徒への支援)・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。(いじめた生徒への指導)・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。(周囲の生徒への指導)・いじめの認識の有無にかかわらず、集団としていじめを許さない姿勢を持つよう指導を行う。